



ユーカリ Journal

ユーカリ行政書士事務所 特定行政書士 竹内健一

目次

1. セカンドライフの楽しみ方
2. 株式会社の設立の仕方
3. 相続放棄をした方が良い場合
4. 「印紙」のはなし
5. セミナーのご案内

〒181-0012 三鷹市上連雀8-8-11 ☎ 0422-57-7033 FAX 0422-47-6503 <http://www.yuukari.co>

セカンドライフの楽しみ方

年金の支給不安や高齢化などの状況変化を背景に、セカンドライフのかたちが変わりつつあります。充実した後半の人生を送るためにはどうしたらよいか今回のテーマです。

第二次世界大戦直後の日本人の平均年齢は、60歳に届きませんでした。この平均年齢はその後30年も延び、今や男性が約80歳、女性は約86歳となりました。決められたレールを一途に進み定年というゴールにたどり着いて終わり、という時代から近年では自分の自由なキャリアを選べる時代に移ってきています。

この自由なキャリアにおいて過ごせる部分が多くなった現代では、セカンドライフも多様な選択肢のもとで選べるようになったのです。現行の労働基準法では、定年退職した後も、定年延長等でしばらくは会社に残って働

くこともできますし、思い切って独立開業をする人も増えてきています。また、年金を当てにして趣味に生きるのも一つの方法です。

リタイヤ世代の60代の方はまだまだ元気な人がほとんどで、70代でも80代でもお元気で自分の好きな仕事をいきいきとされている方も多く見かけます。

60歳(定年)からのひとときは、仕事をしなければいけないという義務感から解放され、今度は自分の好きなように仕事や趣味に時間を費やすことができる、まさに人生のゴールデンタイムです。

人はさまざまで70、80歳になってもフルマラソンに参加する人もいれば、家の中で歩くのもやっという人もいます。一日をフルに自分の時間で使える人もいれば、家族の介護にほとんどとられてしまう人もいます。自分の生活にあったプランを立てるのが一番で、もし時間的に余裕があれば、自分



の好きなことで起業するのも良いと思います。得意分野を生かして起業は成功への早道です。ただ、今置かれた年齢や環境を考え、無理のない身の丈にあった起業をしましょう。

いずれにせよ、自分に合った張りのある生活を送ることで、いつまでも元気でいられ、収入を得てそれを消費する循環機能で、社会に貢献することが出来き、日本経済にとっても良い結果となると考えられます。

※ユーカリ行政書士事務所では、年齢を問わず、これから起業を試みようとする意欲ある方へ、会社設立、営業許可申請、資金調達、事業計画などさまざまな面からサポートをしていますので、お気軽にご相談ください。

株式会社の設立の仕方

起業で成功すれば、華やかなスポットライトも当たります。しかし、失敗する会社もその何倍もの数になりまることも忘れてはいけません。そうならないためにも、せめて基本的な経営戦略をもって起業を考えてみましょう。

株式会社を設立し、会社の社長に就任するにも、昔のように多額

の支出(資本金1千万円)はいりません。現在は資本金1円から会社ができます。

ユーカリ行政書士事務所では、初めの一步から株式会社の設立手続きを行政書士として代行し、また他の専門家とも連携して総合的に企業される方を支援します。

会社の設立まで

定款記載事項のヒヤリング



- ・事業目的等の記載事項を確認
- ・設立希望の日と手続きの流れを確認

必要書類の収集



- ・準備いただく書類を確認
- ・会社の印鑑を準備

定款の作成



- ・定款内容を確認後、公証役場で確認チェック
- ・必要書類に押印

公証役場にて登記申請



- ・公証人で確認後、発起人より実印で押印
- ・公証役場にて、定款承認

法務局にて登記申請(司法書士)

相続放棄をした方がよい場合

1. 借金があるときの相続

相続財産は、それを受けて得をするものと損をするものがあります。故人が借金をしていればその残額、また保証人などになっていればその債務も引継ぐこととなります。

故人が残された財産のうち、プラス財産(資産)だけなら単純に相続をしても良いのですが、資産よりも借金のようなマイナス財産(負債)が多ければ、相続を放棄した方が良いということになります。この相続放棄は、相続開始を知ったときから3ヵ月以内に家庭裁判所に申述して行います。また、相続放棄は家庭裁

判所に申し出て延長してもらうこともできます。

この相続放棄は、実際に相続が開始されなければできません。生前に相続放棄の申述をしても受けはくれませんのでご注意ください。

借金はありますが、資産の方が多いという場合はどうでしょう。この場合は限定承認という方法があります。限定承認をすれば、プラスの財産と一緒に借金も受け継ぎます。しかし、借金の支払いについてはプラスの財産の限度でしか支払い義務を負いません。限定承認するには、相続放棄と同様に相続開始を知ったときから3ヵ月以内に手続きをしなければなりません。この期間(3ヵ月)が過ぎてし

まうと、そのまま相続をすることを承認したものとみなされます。これを単純承認といいます。

2. 連帯保証人も相続対象

負債は借金ばかりではありません。例えば、借金などの保証人も含まれます。保証人になると、借入をしたものが返済できない場合は、代わりにその全額を払わなくてはなりません。実際の契約では普通の保証人より連帯保証人になるケースが多くこの場合は借入者より先に支払いを請求することができますとされています。

相続を承認した場合には、保証人の立場も引継ぐこととなりますから、くれぐれも注意が必要です。

豆知識

「印紙」のはなし

領収書などの金額が多くなると印紙を貼らなくてはならないことがあります。印紙税法で決められた課税文書のうち、一定の金額(受取金額が5万円未満)の場合は印紙を貼らなくても良いことになっています。この課税文書は「印紙税額表」で定められたおり、全部で20種類あります。この表に載ってなければ課税対象外です。

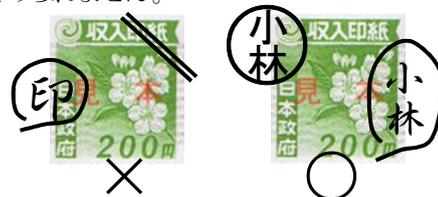
さて、なるべくお金がかかる印紙を貼たくないというのが人情ですが、といって領収書のタイトルを変えただけでは課税

は免れません。例えば、品物を売って代金を受け取ったときに領収書を発行せず、先に渡した請求書に代済とか了などの文字を記入して領収書の代わりにしようとしても、税務署ではその請求書がりっぱな領収書であるとみなしてきます。タイトルがどうであれ、実際にその書類が領収書であるか、あるいは契約書であるか判断し、課税対象かどうか決めなければなりません。

それでは、課税文書に印紙を貼らないとどうなるのでしょうか。税法では、印

紙を正しく貼らなかったときは、その印紙代も含めて3倍の過怠税が追徴されますので気を付けましょう。

最後に印紙への消印についてお話します。消印はその文書に押印した印鑑でなくともサインでも大丈夫です。ただ、単に「印」と書いたり斜線だけでは認められません。



お知らせ

セミナー(無料)のご案内

開催日 平成29年4月8日(土)
午後1時30分より
(三鷹産業プラザ 地下1階)
テーマ 相続と遺言について
講師 FP・行政書士 竹内健一
ご予約は、0422-57-7033
「暮らしの相談室」竹内まで

無料相談会のご案内

開催日 3月22日 4月12日
午後2時~4時
※その他の日時はご相談ください
場所 三鷹産業プラザ2階
まちづくり三鷹相談コーナー
受付内容
相続・遺言、会社設立、許認可他
ご予約は、0422-57-7033へ
(初回相談無料)



セミナー風景

ユーカリ行政書士事務所
FP・特定行政書士 竹内健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
◆相談室(サブオフィス)
東京都三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ B1F
☎0422-57-7033